

## 平成29年第2回見附市教育委員会定例会議事録

○招集日時 平成29年 3月29日(水) 14時00分

○招集場所 見附市役所 402会議室

○会議に付した議件

議第 9号 専決処分について(教職員人事の内申について)

議第10号 専決処分について(職員人事の内申について)

議第11号 専決処分について(史跡耳取遺跡保存活用計画策定委員会委員の委嘱について)

議第12号 専決処分について(見附市通学路安全推進連絡協議会委員の委嘱について)

議第13号 見附市嘱託指導主事等の委嘱について

議第14号 見附市適応指導教室指導員及び訪問指導員の委嘱について

議第15号 見附市青少年育成センター嘱託員の委嘱及び同センター所長の任命について

議第16号 見附市家庭児童相談員の委嘱について

議第17号 見附市スポーツ推進委員の委嘱について

議第18号 見附市図書館運営規則の一部を改正する規則の制定について

議第19号 見附市保育料規則の一部を改正する規則の制定について

議第20号 見附市子育て支援センター運営規則の一部を改正する規則の制定について

議第21号 見附市特別保育事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について

議第22号 見附市延長保育事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定

について

議第23号 見附市子ども支援対策地域協議会運営要綱の一部を改正する要  
綱の制定について

○出席者（5名）

教 育 長	長 谷 川 浩 司
委 員	小 林 弘 武
委 員	武 田 一 夫
委 員	小 倉 美 砂 子
委 員	齋 藤 義 章

○事務局出席者

教 育 部 長	土 田 浩 司
教 育 総 務 課 長	吉 原 雅 之
学 校 教 育 課 長	阿 部 佳 介
ま ち づ くり 課 長 補 佐	伴 内 美 和
教 育 総 務 課 長 補 佐	早 川 洋 介
学 校 教 育 課 長 補 佐	糺 谷 正 夫
こ ども 課 長 補 佐	森 澤 祐 子
臨 時 職 員	後 藤 直 子

14時00分開会

教 育 長

只今より、平成29年第2回見附市教育委員会定例会を開会いたします。

それでは、これより本日の会議を開きます。

現在の出席委員5人全員でございます。

教 育 長

日程第1議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、会議規則第27条の規定により小林委員を指名します。

教 育 長

日程第2報告事項、報告1、3月市議会定例会一般質問について、教育総務課長より説明願います。

教育総務課長

3月22日に終了しました3月市議会定例会の一般質問で、教育委員会に対して渡辺議員、高橋議員そして関議員の3名から質問がありました。

渡辺議員からは病児保育と、子どもの「見えない貧困」に関する質問でした。

病児保育では、1つ目に、現在の病後児保育の現状の質問に対し、感染症の数が多く、隔離が不可能であったり、定員を超えた場合などには受け入れできない事もあったと答弁いたしました。2つ目は病児保育の必要性についての質問で、病児保育は仕事と家庭の両立に対する支援になるものと回答しました。

3つ目に病児保育の需要と課題についての質問で、ニーズ調査では半数近くが必要との回答があった旨と、課題として、病児保育は採算性が低いこと、また、その性格上、病院などに併設して新たに建設する必要があることなどを踏まえ、開設に向けて検討する旨を答弁いたしました。次に、子どもの見えない貧困について、1つ目、子どもの貧困に対する認識ですが、国の調査で、子どもの貧困率が過去最高であること、県では、対策計画を策定し、県民全体での取り組みを促進している旨を答弁しました。2つ目に、県及び市庁舎内での連携に関する質問ですが、県が行っている支援事業の紹介や、支援が必要な家庭をネウボラで早期把握すること、市の支援事業や生活保護へのつなぎなどで連携している旨を回答しました。

3つ目に、貧困の実態調査の必要性などに関する質問ですが、県の実態調査の結果からひとり親世帯向けなどの支援策を検討する旨を答弁いたしました。

次に、高橋議員からは就学援助についての質問がありました。1つ目に、入学準備費用は、国の補助単価に準じて支給していること、2つ目に、クラブ活動費を支給対象とすることについては、県内で5市しか導入していないことから援助項目への追加は今のところ考えていない事、3つ目に、支給月の前倒しについては、現在年3回行っている実態と、来年度前倒し支給を実施する7市の状況や課題を整理し、平成30年度以降の導入に向けた検討を行う旨答弁いたしました。

次に、関議員より、学校給食センター建設事業とリスクマネジメントについて、の質問がありました。1つ目に、センターを有効利用する業者の見込みについての質問には、今回のセンターと同程度の施設のリース料と、市が算出した利用料から、複数業者から参加してもらえると考えている旨を答えました。

2つ目に助言をもらっている民間業者の意見はどうかという質問ですが、民間業者からは、使用料だけではなく、給食調理委託料などのトータルコストで考えたいとの見解があることを答えました。3つ目に、今回の公民連携に替わるべき策があるかとの質問に、1年かけて構築してきた仕組みであり、これに替わる策は想定しておらず、現時点での最良の策である旨を答えました。4つ目に、仮に公民連携が難しくなった場合に給食を民間に完全委託する質問ですが、給食は、市の指導の下での直接実施が望ましいと考え、民間への完全委託は考えていない旨を答弁いたしました。

以上でございます。

教 育 長

只今の報告説明に対して、ご質問ございませんか。

小林委員

子どもの貧困率の基準を教えてください。

教育部長

日本の国民の、平均所得の2分の1以下の世帯を貧困世帯という事になっております。平成24年国民生活基礎調査によると、6人に1人の子どもが貧困世帯に属するとされています。平均所得の2分の1の122万円より少ない収入の世帯の子どもが、子どもの貧困の数です。特にそのうち一人親世帯の半数は貧困世帯だと言われていますので、一人親世帯に対する支援に力を入れていかなければならないと考えています。

教育長

他にございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教育長

ないようですので、次に、報告2平成28年度高等学校進学状況（平成29年3月卒業生）について、報告3平成29年度新採用・転入教職員面識会の開催について、学校教育課長より説明願います。

学校教育課長

平成28年度高等学校等進学状況について、ご報告させていただきます。別紙をご覧ください。中学校卒業生381名中380名の進学が決定しました。進学先の詳細につきましては資料を参照願います。なお、本日現在1名の生徒が未定ですが、4月5日新潟翠江通信の2次試験を受検予定です。

また、昨年度在家だった2名が進学決定したことを学校から聞いております。資料では（ ）で示してあります。

次に平成29年度見附市新採用・転入教職員面識会を、4月13日(木)14

時30分より市役所大会議室にて開催させていただきます。見附市教職員として職責を果たすことを誓う契機とするとともに、見附市の概略と学校教育の基本方針について理解を進め、転入職員と市教委関係者、転入者同士の面識、交流を図るために開催するものであります。教育委員の皆様よりご出席いただけますよう、お願い申し上げます。

教 育 長

只今の説明に対して、ご質問ございませんか。

小 林 委 員

進路状況ですが、三条方面が増えているようですが、各校によって傾向があるのでしょうか。

学校教育課長

昨年度は三条が18名、三条東が42名、県央高校が26名ですので、それほど変わってはいない状況かと思えます。

教 育 長

他にございませんか。

教 育 長

報告3についてはいかがでしょうか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

ないようですので、以上で報告事項を終了したいと思います。

教 育 長

日程第3議第9号専決処分について（教職員人事の内申について）、議第10号専決処分について（職員人事の内申について）を議題といたします。

この議案につきましては、既に専決処分された議案ではありますが、地方教育

行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書きに規定する「人事に関する事件」に該当しますので、本議案の審査は「非公開」にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

従って、本案の審査は「非公開」とすることとし、審査を進めることとします。

事務局は、議事録の調整につき、対応をお願いします。

それでは、議第9号 専決処分について（教職員人事の内申について）学校教育課長に説明を求めます。

■ここから非公開審議■

学校教育課長より、議第9号専決処分について（教職員人事の内申について）と、教育総務課長から議題10号専決処分について（職員人事の内申について）当日配布した資料に基づき説明を行った。

■ここまで非公開審議■

教 育 長

ここで、非公開と決定しました議第9号及び議第10号の審議が終了しましたので、これより公開審議となります。

教 育 長

次に議第11号専決処分について（史跡耳取遺跡保存活用計画策定委員会委員の委嘱について）、議第12号専決処分について（見附市通学路安全推進連絡協議会委員の委嘱について）、を議題といたします。教育総務課長に説明を求めます。

教育総務課長

5ページをお願いします。議第11号 専決処分についてご説明します。

専決第4号、史跡耳取遺跡保存活用計画策定委員会委員の委嘱についてですが、昨年度国の史跡に指定された耳取遺跡の保存活用計画の策定に今年度から取り組んでおります。今年度は、遺跡内の動植物調査と、地域コミュニティや市民代表等で構成されるワークショップを行いました。その中で出された意見や提案等を基に、平成29年度を目途に、遺跡の整備、保存に関する構想を策定するため、2月の教育委員会にて承認いただいた設置要綱に基づき、表にお示しした8名を委嘱するものです。なお、第1回の委員会を3月12日に開催する関係から、平成29年3月1日専決といたしました。

続きまして、7ページをお願いします。議第12号専決処分についてご説明します。8ページをご覧ください。専決第5号、見附市通学路安全推進連絡協議会委員の委嘱についてであります。市では、平成28年3月に、通学路点検を効果的に進める仕組みとして「見附市通学路安全プログラム」を策定しました。その中で、安全対策を推進するための協議会の設置が定められています。専決日は、第1回の協議会を3月17日に開催する関係から、3月1日専決といたしました。9ページをお願いします。2月の教育委員会で承認いただきました本協議会の設置要綱の第3条に基づき、ご覧の17名を委嘱するものです。なお、委員の任期につきましては、委嘱した年度限りとしているため、平成29年3月1日から31日までとします。

以上でございます。

教 育 長

議第11号、12号の説明に対して、ご質疑はありませんか。

小 林 委 員



耳取遺跡保存活用計画策定委員会の委員さんで、スノーピークの役員さんの名前がありますが、どのような理由で委員になられたのですか。

教育総務課長

委嘱のメンバーの選定にあたりましては、当然、学術的な知識を有している方、整備等将来的な管理運営までの計画づくりを想定しておりますので、その中で維持管理できるノウハウを持った方にあらかじめ意見を聞きながら進めたいという事です。また、このスノーピークは三条の会社なのですが、全国各地でキャンプ場の再開発を手掛けており、この度見附にも工場を建設されるというご縁もあり、そのノウハウをこの整備計画に生かしたいという事で依頼したところでもあります。

教 育 長

他、いかがでしょうか。

齋 藤 委 員

私もスノーピークの役員がなぜ選ばれたのか、今の説明を聞いてもよく分からないのですが、もう一人岩渕巧さんが市民公募という事で選ばれているのですが、何人の方が応募したのか、またその中から、この方が選ばれた理由は何なのか、教えてください。

教育総務課長

市民公募で応募されたのは、この方一人でした。またこの方は、遺跡の発掘調査の作業員として携われました。地元ではないのですが、遺跡の事をよく知っていられ、応募されてきましたので、お願いいたしました。

コミュニティの方は地元の方です。

齋 藤 委 員

お幾つの方ですか。

教育総務課長

70才少し前だったと思います。

教 育 長

他いかがでしょうか。

小 林 委 員

通学路交通安全推進連絡協議会委員の名簿ですが、表の左側の「号」はどういう意味でしょうか。

教育総務課長

これは要綱にあるのですが、委員の種別です。

1は道路管理機関の職員、2は警察機関等の職員、3は小学校の職員、4は小学校のPTA関係者、5は市民代表、6は教育委員会の職員です。

齋 藤 委 員

委員構成について前回質問した時、各小学校の中で、問題のある箇所がある小学校を中心として構成するということでしたが。

教育総務課長

問題があるというより、整備する必要がある箇所が何箇所か挙がってきていますので、その関係する小学校区の校長先生や関係者の方に委員になっていただいています。その為、協議会にあげる箇所によって委員さんは変わります。

齋 藤 委 員

箇所とはなんでしょうか。

教育総務課長

通学路の整備をしてほしい場所です。

齋 藤 委 員

学校から整備してほしいと要望が上がってきている箇所が何箇所かあるので

すね。

教育総務課長

道路管理者を通して要望が上がってきます。その箇所について、この箇所でどうか協議していただく場になりますので、該当する箇所の関係者だけを選定しています。

協議会の度に委員さんは変わります。次回というと来年度になりますが、また委嘱しなおして会議を開くという事になります。

齋藤委員

では、この名簿に上がっている学校は要望箇所があったという事ですね。

P T Aが少ないですが、何か理由がありますか。

教育総務課長

今回お願いしたのですが、出席されなかったという事です。

齋藤委員

今年は3月17日に開催したという事は、もうこれで終わりという事ですね。

教育総務課長

そうです。原案を承認いただきましたので、整備を要望する箇所が確定しましたので、今年度の協議会のこのメンバーは終わりです。

教 育 長

他にございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

ないようですので、質疑を終結いたします。

本2案は原案のとおり、決定することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本2案は原案のとおり決定いたしました。

教 育 長

次に、議第13号見附市嘱託指導主事等の委嘱について、議第14号見附市適応指導教室指導員及び訪問指導員の委嘱について、議第15号見附市青少年育成センター嘱託員の委嘱及び同センター所長の任命について、を議題とします。学校教育課長に説明を求めます。

学校教育課長

議題13号見附市嘱託指導主事等の委嘱についてお願いするものであります。

まず、嘱託指導主事に田邊康夫さん、西片哲也さん、早田秀夫さん、相澤ヨネ子さんを、今年度に引き続き委嘱するものであります。

次に、見附市教育センター科学教育部協力員に浅野憲朗さんの委嘱を、今年度に引き続き委嘱するものであります。

議題14号見附市適応指導教室指導員の委嘱については、適応指導教室指導員に大山明雄さんを、適応指導教室訪問指導員に大高恵美子さんを、引き続き委嘱するものであります。

議題15号見附市青少年育成センター嘱託員及び同センター所長の任命についてですが、青少年育成センター嘱託員に伊藤明夫さんを引き続き委嘱するとともに、センター長として任命することをお願いするものであります。

以上です。

教 育 長

只今の説明に対し、ご質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

ないようですので、質疑を終結いたします。

本3案は原案のとおり、決定することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本3案は原案のとおり決定いたしました。

教 育 長

次に、議題16号見附市家庭児童相談員の委嘱について、を議題といたします。

教育部長に説明をもとめます。

教 育 部 長

議第16号 見附市家庭児童相談員の委嘱についてご説明いたします。

家庭児童相談員については、昨年12月に健康上の理由により大原家庭児童相談員が退職されたため、その後任を公募した結果、沼崎幸代（ぬまざきさちよ）さんに家庭児童相談員を委嘱するものであります。

任期は、平成29年4月1日から平成31年3月31日までの2年間であり  
ます。

教 育 長

只今の説明に対し、ご質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

ないようですので、質疑を終結いたします。

本案は原案のとおり、決定することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

教 育 長

次に、議第17号見附市スポーツ推進委員の委嘱について、を議題とします。

まちづくり課長補佐に説明を求めます

まちづくり課長補佐

議題17号見附市スポーツ推進委員の委嘱について、を説明いたします。

現在委嘱しております同委員が3月31日をもって任期満了となることから、見附市スポーツ推進委員に関する規則第3条の規則により、17名の委員を委嘱するものであります。

なお、任期につきましては、平成29年4月1日から2年間とするものでございます。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対し、ご質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

ないようですので、質疑を終結いたします。

本案は原案のとおり、決定することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

教 育 長

次に、議第18号見附市図書館運営規則の一部を改正する規則の制定について、を議題とします。教育総務課長に説明を求めます。

教育総務課長

議第18号見附市図書館運営規則の一部を改正する規則の制定についてご説明します。改正の理由でございますが、現在、長岡地域定住自立圏を構成する市町で実施している公の施設の相互利用について、三条市とも新たに協定を締結し、相互利用を実施しようというものです。市議会の3月定例会において、「見附市及び三条市の公の施設の相互利用に関する協定」が承認されたことから、見附市図書館の運営規則の改正を行うものです。改正の内容ですが、第5条館外利用者の範囲の(2)に三条市民を新たに加えるものでございます。

付則におきまして、平成29年4月1日から施行する旨を定めています。以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、ご質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

ないようですので、質疑を終結いたします。

本案は原案のとおり、決定することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

## 教 育 長

次に、議第19号見附市保育料規則の一部を改正する規則の制定について、議第20号見附市子育て支援センター運営規則の一部を改正する規則の制定について、を議題とします。教育部長に説明を求めます。

## 教 育 部 長

議第19号見附市保育料規則の一部を改正する規則の制定について説明させていただきます。

規則改正の理由であります。国の幼児教育の無償化に対応する改正と未婚の母親に対する保育料算定上の取扱いを変更するための改正であります。

改正の内容は、次ページをご覧ください。

まず、国無償化に対応するものとして、保育料の額を定めている別表第1の備考5においては、改正後において年収約360万円未満に相当するC階層からD5階層までに認定されたひとり親家庭等については、より保育料が安い市町村民税非課税世帯であるB階層と同額にするということと、次の備考6においては、次ページをご覧ください。また、児童の属する以降で「世帯が次に掲げる世帯である場合には、2人目以降を無料とするとし、これまで対象としていた(2)のC階層からD5階層までに認定されたひとり親家庭等に加え、(1)のB階層の場合も2人目以降を無料とするためのものであります。

次に、未婚の母親等に対する市町村民税算定については、備考7として規定を加えるもので、その内容といたしましては、離婚や死別によりひとり親世帯となった場合には、寡婦控除が適用されますが、未婚の母親には、同じひとり親家庭でありながら適用されません。そこで、保育料の算定においては、未婚の母親についても、寡婦控除をみなし適用して市町村民税を算定し、それにより保育料を決定するためのものであります。H28年度県内では、新潟市、上



越市、三条市、新発田市、小千谷市の5市で実施しております。

附則におきまして、この規則を、平成29年4月1日から施行するものであります。

つづきまして、議第20号見附市子育て支援センター運営規則の一部を改正する規則の制定について説明させていただきます。

まず規則改正の理由であります。子育て支援センターで実施しております一時預かり事業において、「子育て応援カード」による減免を行うための改正であります。

新旧対照表をご覧ください。

利用料を規定している第6条において、第2項として、子育て応援カードを提示した場合、1時間当たりの利用料を半額の150円とし、1時間を超える場合は30分ごとに80円を加算する。という規定を加えるものであります。

附則におきまして、この規則を、平成29年4月1日から施行するものであります。

教 育 長

只今の説明に対して、ご質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

ないようですので、質疑を終結いたします。

本2案は原案のとおり、決定することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本2案は原案のとおり決定いたしました。

## 教 育 長

次に議第21号見附市特別保育事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について、議第22号見附市延長保育事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について、議第23号見附市子ども支援対策地域協議会運営要綱の一部を改正する要綱の制定について、を議題とします。教育部長に説明を求めます。

## 教 育 部 長

22ページをご覧ください。

議第21号見附市特別保育事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について説明させていただきます。

新旧対照表をご覧ください。

要綱改正の内容ですが、第5条で規定している補助金の額の算定方法及び交付の条件については、新潟県の補助金交付要綱の例によることとしておりますが、その要綱が改正されましたので、改正後の平成29年2月13日付の要綱に改めるものであります。

附則におきまして、この要綱を公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用するものであります。

23ページをご覧ください。

議第22号見附市延長保育事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について説明させていただきます。

新旧対照表をご覧ください。

要綱改正の内容ですが、第3条で規定している補助金の額の算定方法及び交付の条件については、国の交付金交付要綱により行うこととしておりますが、その要綱が改正されましたので、改正後の平成28年7月20日の要綱に改め

るものであります。

附則におきまして、この要綱を公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用するものであります。

24ページをご覧ください。

議第23号見附市子ども支援対策地域協議会運営要綱の一部を改正する要綱の制定について説明させていただきます。

まず要綱改正の理由であります。児童福祉法が改正され、児童虐待について発生予防から自立支援までの一連の対策の更なる強化を図ることとされました。そこで、市においても児童虐待に対応する組織である「子ども支援対策地域協議会」の体制を強化するために本要綱を改正するものであります。

25ページをご覧ください。

まず、趣旨及び設置を定めている第1条と、業務内容を定めている第2条については、児童福祉法の改正内容に合わせて、その趣旨や業務を規定するものであります。

第6条の代表者会議、次ページ第7条の実務者会議については、その運営方法について、実態に即した内容に改めるものであります。

第8条から次ページ第12条におきましては、用語等の字句を修正したものであります。

27ページ下の別表第1には協議会の代表者会議の委員を、28ページの別表第2には実務者会議の委員を規定しております。

実務者会議は年4回開催し、協議会で管理している児童虐待ケースについて、その危険度の判定を行っております。この実務者会議を実務に携わる方を中心とした委員構成とし、より連携した対応ができるようにするため、新たに、「児童福祉関係の委員として、健康福祉課の生活保護及び障害福祉担当」を、「警察・

司法機関として、「見附警察署生活安全課」を加えることとしました。

また、これまで実務者会議の委員でありました「民生児童委員、人権擁護委員、青少年育成センター」の委員につきましては、年1回開催する代表者会議の委員に変更し、それぞれの団体を代表して意見を述べていただくようにするものであります。

附則におきまして、この要綱を平成29年4月1日から施行するものであります。

教 育 長

議題21号に対しまして、ご質疑はございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

議題22号に対しまして、ご質疑はございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

議題23号に対しまして、ご質疑はございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

ないようですので、質疑を終結いたします。

本3案は原案のとおり、決定することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本3案は原案のとおり決定いたしました。

以上で本日提出されました議題の審議は全て終了しました。

15時01分閉会

以上、会議の大要を記載し、その内容に相違ないことを証するため、教育長及び議事録署名委員ここに署名する。

教 育 長 長谷川 浩司

議事録署名委員 小林 弘武

